



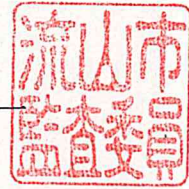
流山市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（学校事務）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成31年2月14日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



平成30年度

随時監査(学校事務)報告書

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を実施した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	監査の結果	2

平成30年度流山市随時監査（学校事務）報告

第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

海老原 功一

第2 監査の種類

随時監査（学校事務）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査として実施した。

第3 監査の対象

流山市立西深井小学校

流山市立東部中学校

所管 教育委員会学校教育部

教育総務課・学校教育課・指導課

第4 監査の期間

自 平成30年9月3日

至 平成31年1月21日

実地による本監査実施日

平成30年10月19日

第5 監査の範囲

平成30年4月1日から同年8月末日までに執行された行財政に関する事務事業

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか検証することを目的とした。

監査の実施に当たっては、監査の対象部課に係る事務事業について、関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取した。

なお、本監査実施日においては、監査委員が同席して関係書類を審査するとともに、関係職員に説明を求めた。

対象部課に提出を求め、又は実地に調査した関係書類は、次のとおりで

ある。

- 1 公印使用簿（学校長印・職務代理者印等）
- 2 文書整理簿
- 3 切手・はがき受払簿
- 4 服務整理簿
- 5 出勤簿
- 6 旅行命令簿
- 7 時間外勤務命令簿
- 8 予算差引簿
- 9 備品台帳
- 10 図書台帳
- 11 薬品管理台帳
- 12 以下の書類は、必要に応じ提出を求めて審査した。
 - ・ 予算執行伺書 A・B・C
 - ・ 契約書（請書）
 - ・ 支出負担行為票 A
 - ・ 完成、完了（納）届
 - ・ 検査、検収調書
 - ・ 請求書
 - ・ 支出票 A
 - ・ その他関係書類

第7 監査の結果

1 総合意見

今回対象となった西深井小学校・東部中学校の事務執行は、おおむね適正に行われていたものの、薬品管理台帳や出勤簿、備品購入の事務処理に一部誤りのある事項などが見受けられた。これまでの監査で指摘した内容と重複する事項もあることから、本監査で改善を求めた事項については、対象部課及び各小中学校内で情報を共有し、同じような事務の誤りを繰り返すことがないように、学校全体での改善を図られたい。

小さな誤りが大きな事故につながることを未然に防ぐためにも、引き続き、職員の意識向上に努めるとともに、事務事業の適正な執行管理に当たられたい。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項及び注意事項が認められた。

指摘事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

指摘事項等一覧（表1）

部課名等	指 摘 事 項								検 討 要 望 事 項	注 意 事 項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
西深井小学校	1							1	0	1
東部中学校	1		2					3	0	1
教育総務課								0	0	0
学校教育課								0	0	0
指導課								0	0	0
計	2	0	2	0	0	0	0	4	0	2

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

法律、条例、規則等に反している事項

・出勤簿について、退勤時間の記載に誤りがあった。退勤時間の誤りによって、勤務時間に変更となり、その結果、賃金支給額に影響が生じることもある。適正な出勤簿の記載を求める。

(西深井小学校)

・教材用備品購入費について、見積日、請求日、売主が同一の伝票があった。請書で購入すべきであるにもかかわらず、伝票を分けて支払処理を行っていた。適正な契約事務を執行されたい。

(東部中学校)

事故が発生するおそれがある事項

・薬品管理台帳について、薬品残量の記載に誤りがあった。事故の発生を未然に防ぐためにも、薬品についてより適正な管理に努めるよう求める。

(東部中学校)

・切手及びはがきについて、保管場所が事務室内の書棚にあった。管理者が管理できる場所での保管を徹底されたい。

(東部中学校)

(2) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じるよう求めており、全て対応済みである。

注意事項一覧

注 意 事 項	部 課 名 等
出勤簿について、校長印の押印漏れがあった。	西深井小学校
予算差引簿記載の納品日が納品書の日付と整合していなかった。	東部中学校